

厚生労働省告示第二百五十四号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十四年政令第二十六号）の施行に伴い、並びに障害者自立支援法に基づき指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号）第四条第一項第一号及び第六号並びに障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十七号）第十一条第一項第二号及び第七号の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第七十一条並びに第八十四条において準用する同令第二十二条及び第百四十四条に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成十八年厚生労働省告示第五百五十三号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第一号中「第十七条第一項第二号」を「第十七条第二号」に改める。

第三号中「指定障害者支援施設基準」という。(イ)の下に「第四条第一項第一号のイの(2)の(イ)及び」を、「障害者支援施設基準」という。(イ)の下に「第十一条第一項第二号のイの(2)の

(一)の(イ)の()及び」を加え、「又は(4)」を「、(4)又は(5)」に改める。

第四号中「指定障害者支援施設基準」の下に「第四条第一項第六号のイの(1)及び」を加え、「及び障害者支援施設基準」を「並びに障害者支援施設基準第十一条第一項第七号のイの(1)及び」に、「第11」を「第10」に改める。